

広島県告示第五百二十三号

広島県広島ヘリポート運用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県広島ヘリポート運用規程の一部を改正する告示

広島県広島ヘリポート運用規程（平成二十四年広島県告示第八百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。